

■ 資料除籍・廃棄基準

この基準は、小山市立図書館で所蔵する資料について、利用の効率化と管理の適正化をはかるため、資料の除籍・廃棄に関する事項を定めるものとする。

1 図書

(1) 除籍の対象とするもの

- ア 資料点検の結果、引き続き2年以上所在不明のもの
- イ 不慮の事故等のために、現品弁償不能、または回収不能のもの
- ウ 汚損または破損が甚しく、修理不能なもので、利用に耐えないもの
- エ 利用頻度が低く、類似図書の入手が可能で、保存の必要のないもの
- オ その他館長が必要と認めるもの

(2) 除籍の対象としないもの

原則として地域資料

(3) 除籍の決定

除籍図書の選定は、資料選定会があたり、館長の決裁を受け、決定する。

2 視聴覚資料

図書に準じる。

3 逐次刊行物

(1) 廃棄の対象とするもの

- ア 別に定める保存年限を経過したもの
- イ 汚損または破損が甚しく、修理不能なもので、利用に耐えないもの
- ウ その他館長が必要と認めるもの

(2) 廃棄の対象としないもの

地域資料及び永年保存のもの

(3) 廃棄の決定

廃棄資料の選定は、資料選定会があたり、館長の決裁を受け、決定する。

4 その他

上記の資料以外の取扱いについては、資料選定会で検討し、館長の決裁を受け、決定する。